

長野大学教職センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野大学学則第60条第3項及び公立大学法人長野大学組織規程第8条第2項の規定に基づき、長野大学教職センター(以下、「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、長野大学(以下、「本学」という。)における教職課程教育の質の向上を図るとともに、教職課程を履修する学生を支援し、また、地域の教育機関と連携することにより、地域社会に貢献できる教員の養成に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程の運営及び実施に関すること
- (2) 教育実習及び介護等体験実習に関すること
- (3) 教職課程履修学生の指導及び支援に関すること
- (4) 教職を希望する卒業生のキャリア支援に関すること
- (5) 教職課程に関する地域の教育機関との連携に関すること
- (6) 教員免許状更新講習に関すること
- (7) 現職教員の研修および相談等に関すること
- (8) 教職課程科目担当教員に対するファカルティ・ディベロップメント(FD)の企画運営に関すること
- (9) その他教職課程教育に関すること

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) 教職履修学生に対するキャリア支援に関する教職員
- (5) その他、必要な教職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、原則として教授の中から学長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、職員の中から学長が指名する。

3 副センター長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により補充された副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター教員)

第7条 センター教員は、社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部の教員で、教職課程科目を担当する教員の中から、各学部の学部長が推薦し学長が指名する。

2 センター教員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により補充されたセンター教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターに、第3条各号に掲げる業務の実施に関する事項を審議するため、教職センター運営委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の者をもって構成する。

(1)センター長

(2)副センター長

(3)センター教員

(4)その他、センター長が必要と認めた者

3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

6 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 運営委員会において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

9 運営委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

10 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(専門委員会)

第9条 センターに、教職課程に係る教員が全学的に必要な連絡・調整を行う機関として教職センター専門委員会(以下、「専門委員会」)を置く。

2 専門委員会の連絡・調整事項は次のとおりとする。

(1)教職教育における全学的な事業計画に関する事項

(2)教職教育における全学的な教職カリキュラムに関する事項

(3)その他、教職教育における全学的に必要な連絡・調整事項

3 専門委員会は、第4条第1項に規定する教職員及び教職科目を担当する教員で組織する。

4 専門委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。

5 議長は、原則として年1回の専門委員会を招集し、これを主宰する。

6 議長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

- 7 専門委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 専門委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 専門委員会において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学務グループ 教育支援担当が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が学長と協議して定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。